

健水発 0313 第 1 号  
平成 23 年 3 月 13 日

各都県水道行政担当部局長 殿

厚生労働省健康局水道課長

### 計画停電実施による水道施設への影響

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震によって福島第一及び第二原子力発電所をはじめとする東京電力発電所が大きな被害を受けたことから、先ほど、東京電力が 3 月 14 日以降に東京電力供給区域における計画停電を実施することを公表したところである。東京電力が計画停電を実施したときには、水道施設への電力供給が停止するため、水道施設において電力が確保できなければ当該水道の給水区域において断水する可能性がある。

このため、下記の事項について、貴管下水道事業者に対する周知指導方よろしくご配慮願いたい。

### 記

- 1 水道事業体において計画停電の実施期間の情報を把握すること。
- 2 管轄する水道施設において電力供給が停止したときの影響を分析すること。
- 3 自家発電施設等関連施設の点検、試運転、燃料確保を実施すること。
- 4 断水の可能性がある場合は、その給水区域を確認し、当該給水区域の水道需要者に対して計画停電期間中の水道への影響を周知する広報体制を整備すること。
- 5 断水が生じた場合に支障の大きい特別な施設（医療機関、透析センター等）の把握と応援給水体制の確保を検討すること。

照会先：

厚生労働省健康局水道課水道計画指導室 電話 03-3595-2364（直通）

E-mail: shidoushitsu@mhlw.go.jp